

北海道型 I R 検討調査 報告書〔概要版〕

平成27年3月

北海道 経済部観光局

I N D E X

調査の目的	2
1 各国・地域におけるカジノ・I Rの開発・運営事例	
1 各国・地域におけるカジノ・I R事例	3
2 I R導入の目的・政策に関する事例	4
2 各国・地域における社会的影響への対策事例	
1 カジノ設置に伴う社会的影響（懸念事項）	7
2 カジノ設置に伴う社会的影響への対策事例	8
3 我が国で検討されているI R制度に係る基本的な考え方	
1 I R導入検討の経緯	11
2 I R推進法案の主なポイント	11
4 北海道へのI R導入による社会的影響対策と経済効果	
1 北海道へのI R導入による社会的影響への対策	12
2 北海道型I R導入により期待される効果	14
3 北海道型I Rの基本コンセプトの設定	15
4 誘致を検討している自治体において想定されるI Rの方向性	16
5 経済効果の検討の流れ	17
6 海外I R事業者への市場可能性調査	18
7 北海道にI Rを導入した場合の経済波及効果測定結果	19
5 I R導入検討の留意点	
1 I R導入検討の想定フロー	22
2 地方公共団体における検討の論点	23

- 統合型リゾート、いわゆる I R は、観光振興、地域経済の活性化、雇用の創出などの効果が期待できることから本道の複数地域において誘致に向けた検討が行われているが、一方で、治安の悪化やギャンブル依存症など社会的な影響への懸念についても様々な議論がある。
- 本調査は、海外における I R の導入の実態や社会的影響に係る対策事例と、北海道において I R が導入された場合に想定される経済的効果はもとより、懸念される社会的影響およびその対策手法などを把握・分析することを目的とした。
- なお、I R の整備は、2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において成長戦略に位置づけられ、同年7月に内閣府に設置された専門部署において、必要な制度上の措置を検討しているところである。

〔調査期間〕平成26年8月～平成27年3月

〔委託機関〕北海道型 I R 検討調査事業委託コンソーシアム

（代表者：(株)ピーアールセンター、構成員：(株)国際カジノ研究所、(株)イー・シー・プロ）

- 〔調査内容〕
- 1) 各国・地域におけるカジノ・I R の開発動向・運営事例調査
 - 2) 各国・地域における I R 導入に伴う社会的影響の対策事例
 - 3) 我が国で検討されている I R 制度の考え方
 - 4) 北海道への I R 導入による社会的影響対策及び経済効果調査

統合型リゾート（I R）

- 統合型リゾートは、カジノ及び会議場、レクリエーション、展示場、宿泊その他の施設が一体で開発された複合観光施設。統合型リゾートという言葉は、シンガポール政府がカジノ合法化（2005年）にあたり用い、その後広く使用されるようになった。
- I R は Integrated Resort の略で統合型リゾートを表す。
- 本調査では、カジノ施設と何らかの観光施設が統合されているという形態を I R として捉え、単一施設だけではなく、周辺観光施設等と協調的かつ統合的開発された複合観光施設も I R とした。

1 各国・地域におけるカジノ・IRの開発・運営事例

1-1 各国・地域におけるカジノ・IR事例

□ 各国・地域におけるカジノ・IR市場の概況と代表的なカジノ・IR施設の事例は、下表のとおりである。

■ 各国・地域における代表的なカジノ・IR事例

	国・地域名	カジノ数	カジノ売上	主 な 施 設						
				施設名	開業年	従業員数	ホテル 客室数	カジノ数		特徴的な機能
								マシン ゲーム数	テーブル ゲーム数	
アジア	シンガポール	2	約 7,047億円 (2013年)	リゾートワールドセン トーサ	2010年	14,000人	1,830室	2,400	500	テーマパーク（ユニバーサルスタジオ・シンガポール）、 世界最大級の水族館
				マリーナベイサンズ	2010年	10,000人	2,561室	2,300	550	3つの大型ホテルの上部に設置されたプール、世界最大規模のMICE施設
	韓国	17	約 2,912億円 (2013年)	パラダイス・ウォーカー ヒル	1968年	1,002人	841室	40	59	高級ホテル、ショッピングセンター、劇場
				カンウォンランド	2000年	3,631人	1,825室	960	132	ゴルフ場、スキー場、コンベンションホール
	マカオ	35	約 5兆4,112億円 (2013年)	ウィンマカオ	2006年	7,000人	1,009室	1,015	490	ショッピングセンター、レストラン、アミューズメント施設
				シティーオブドリームス	2009年	7,000人	1,400室	1,122	378	高級ホテル、ショッピングセンター、劇場
米国	ネバダ州	262	約 1兆3,212億円 (2013年)	ベラージオ	1998年	9,000人	3,933室	2,449	142	劇場、アミューズメント施設、各種アトラクション、 ショッピングセンター
				ベネチアンラスベガス	1999年	6,000人	4,027室	2,500	139	大規模ホテルと併設された大型MICE施設、ショッピング センター
	ニュージャージー州	8	約 3,667億円 (2012年)	ボルガータ	2003年	7,000人	2,002室	3,745	250	イベントホール・劇場、多機能スパ、ショッピングセン ター
	ペンシルバニア州	11	約 3,769億円 (2012年)	サンズカジノリゾートベ スレヘム	2009年	1,100人	300室	3,012	183	アウトレットモール、スパ・屋内プール・フィットネス、 会議場・イベントホール
オセア ニア	オーストラリア	13	約 3,795億円 (2012年)	クラウン・エンターテイ メント・コンプレックス	1994年	6,500人	484室	2,500	550	映画館、劇場、アミューズメント施設、ショッピングモ ール
欧州	ドイツ	73	約 831億円 (2012年)	クアハウス	1765年	—	—	130	19	歴史的建造物、レストラン、コンサートホール

MICE

- 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行 Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

1 各国・地域におけるカジノ・IRの開発・運営事例

1-2 IR導入の目的・政策に関する事例

1-2-① 国などと事業者の協調・協力事例（シンガポール）

- IRを導入する際には、国・地域などの課題解決や目的を実現させるコンセプトが反映されることが重要である。
- 政策的な目標を達成するための手法としてのIR導入事例として、シンガポール（2施設）の入札要件を示す。

■ シンガポールのIR導入政策目標と事業者入札要件

国の政策目標	都市型観光の再生	南国ファミリーリゾートとしての振興
	政策目標達成のため、開発に係る詳細な入札要件を設定	
	マリーナベイ	セントーサ島
明確な導入目的	<ul style="list-style-type: none"> □ シンガポールの中心的観光資源であったアーバンツーリズムの再生 	<ul style="list-style-type: none"> □ 国際的に未だ定着していないシンガポールの南国ファミリーリゾートとしての振興
開発の基本要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 近代的な様式、ダウンタウンに調和する外観、アジアの中心シンガポールの近代的イメージの表現。 □ 都市再開発機構の定めるガイドラインの順守。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模で象徴的な開発、魅力的なアトラクション。 □ 世界クラスの家族向けトロピカルリゾートの開発。 □ 観光・エンターテインメント選択肢としての役割を担うこと。 □ シンガポールへの更なる投資の触媒となること。
用地	<p><商業中心地区に近い埋立地> 用地面積20.6 ha</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 土地保有権は60年。 □ 最大総床面積57万㎡、最小総床面積27万㎡。 	<p><国内最大のリゾート島> 用地面積49ha</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 土地保有権は60年。 □ 最大総床面積34.3万㎡。 □ 海岸沿いの低層構造、島内の環境と他施設との調和。
公共的施設の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> □ ベイフロントにランドマーク的公共アトラクションの提供（例：文化センター、博物館、アートギャラリー、近代美術館、パフォーマンスシアター、アリーナ、科学センター、海洋博物館、プラネタリウム、水族館） □ 開発事業の一部としての公共施設の提供（例：ウォーターフロント遊歩道、展望デッキ） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 観光センター、海岸沿いの公共プロムナードの建設。公共アトラクションの提供（例：世界的にアピール出来るシアターショー、教育エンターテインメント施設とプログラム） □ 熱帯気候を考慮した、6万㎡の待機シェルター（商業行為禁止）の建設。 □ 公共交通手段を整備。
その他の開発要件	<ul style="list-style-type: none"> □ ゲーミングエリア最大面積1.5万㎡。マシンゲーム設置台数は2,500台。 □ 社会的セーフガードとして「21歳未満のカジノ立ち入り禁止」、シンガポール住民からカジノ入場料徴取（1日：100シンガポール\$、年間：2,000シンガポール\$） □ 自己／第三者排除のための仕組みの提供。依存症対策、救済援助、ゲームルール、オッズの掲示。カジノおよびゲームの広告宣伝の制限。シンガポール住民への金銭貸与の禁止（プレミアムプレイヤーを除く。）。カジノ内ATM設置の禁止。 □ カジノ税：一般顧客売上は15%、VIP顧客売上は5%（税率は15年間据え置き）。物品・サービス税は総ゲーミング収益に適用。 	

1 各国・地域におけるカジノ・IRの開発・運営事例

1-2-② 国などと事業者の協調・協力事例（米国ニューヨーク州）

- 地域の経済振興を図る目的でIR導入の手続きが進められている米国ニューヨーク州のカジノライセンス入札審査項目と、州の設置するゲーミング施設立地委員会が発表した推薦企画を示す。
- ニューヨーク州のライセンス入札は、州政府がカジノ開発希望事業者を直接選定する方式であるが、入札希望企業は州政府指定エリア内で立地を選択し、地権者・立地自治体と交渉後に州政府に開発計画を提案する。その際に州政府は、入札業者に対して立地自治体からの開発同意文書の提出を求める。
- 審査項目（配点）は、①経済活動およびビジネス開発（70点）、②地域影響と立地要件（20点）、③雇用創出効果等（10点）の3項目が設定されている。

■ 米国ニューヨーク州のカジノライセンス入札審査項目

項目	説明
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> ●ニューヨーク州内の経済劣後地域における観光振興および雇用創出 ●州外へのカジノ需要流出の抑制
用地	<ul style="list-style-type: none"> ●指定された区域の中から事業者が独自選定（ただし、申請にあたっては立地自治体の同意が必要）
審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●経済活動およびビジネス開発 <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況と資本構成 ・経済効果 ・土木建設と施設デザイン ・内部監査および保守体制
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域影響と立地要件 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の誘致体制および社会的影響の低減施策 ・周辺地域への顧客誘引と観光振興
	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用創出等 <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル依存症対策 ・雇用創出 ・周辺環境の保全
その他の入札要件	<ul style="list-style-type: none"> ●審査料100万米ドル（約1億2,000万円） ●背面調査の同時実施

■ 米国ニューヨーク州のカジノライセンス入札における3つの推薦企画（2014年12月）

開発都市	フィンガーレイク	オールバニ	サリバン
開発名	Lago Resort & Casino	River Casino & Resort at Mchawk Harbor	Montreign Resort Casino
事業者	Wilmorite社	Capital Region Gaming社	Empire Resorts社
開発額	約 500億円	約 390億円	約 743億円
公共機能	<ul style="list-style-type: none"> ●職業訓練プログラムの提供 ●施設内保育施設の設置 ●地産食材の利用 ●地元事業者からの優先仕入 ●地域産品のアンテナショップ設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川地域の再開発：遊歩道、サイクリングレーン、および緑地整備 ●域内職業訓練施設との提携、およびプログラム提供 ●地域短大との提携、観光およびホテル経営コースの提供 ●地域飲食店や小売店、観光施設との提携 ●地産食材等の使用 ●中心市街地へのアクセス整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域事業者との取引優先 ●新規の小規模ビジネス創出支援 ●域内の既存観光施設、ベセルウッズセンター（野外公会堂/非営利）の再生支援

ライセンス付与は4社を予定しているが、残り1社は未決定である。（2015年3月現在）

1-2-③ IR構成機能のうち「カジノ」からの納付金等の活用事例

- カジノによる公的な収益は、ライセンス料（カジノ運営を行う特別な権利の付与に対して、民間企業から公に納付される資金）、カジノ税（カジノ施設の売上に対して付加される公的納付金）、外形標準課税（ゲームの設置台数などの外観から客観的に判断できる基準による課税方式）、入場税（カジノに入場する顧客に対する納付金）の4つに大別される。
- この納付金等は、新たな財源としてIR導入後の地域施策に活用しているが、世界的傾向としては①社会的影響への対策、②観光に関する再投資、③地域課題に対する手当て、④一般財源化に大別される。

■ 主な国・地域のカジノ関連納付金等の設定

	シンガポール	マカオ	韓国	米国ネバタ州
ライセンス料	□ ライセンス毎の定額制 (250万シンガポール\$ = 2.1億円)	□ ライセンス毎の定額制 (3,000万パタカ = 4.5億円)	□ なし	□ 設置ゲーム台数に応じた定額制
カジノ税	□ カジノ売上のうち VIP顧客分 5% 一般顧客売上分 15% (いずれも消費税7%上乗せ)	□ カジノ税 カジノ売上の 35% □ 別途納付金 (カジノ売上の) ・マカオ基金分として 1.6% ・観光振興等特別会計へ 2.4%	□ カジノ売上の 10%	□ 月次カジノ売上のうち ・最初の50,000 US\$に 3.5% ・次の 84,000 US\$に 4.5% ・それ以上の売上に 6.75%
外形標準課税	□ なし	□ 設置台数に応じた定額制 ・VIPテーブル 300,000パタカ (=450万円) ・VIPテーブル以外 150,000パタカ (=225万円) ・マシンゲーム 1,000パタカ (=1.5万円)	□ なし	□ 設置台数に応じた定額制 ・テーブルゲーム 16,000US\$ (192万円) +200US (2.4万円) ・マシンゲーム 250 US\$ (3万円)
入場料 (税)	□ 1日あたり 100シンガポール\$ (=8,700円) もしくは、 年間2,000シンガポール\$ (=174,000円)	□ なし	□ 入場あたり 7,500ウォン (=825円)	□ なし

「カジノからの納付金等」の新たな財源の活用パターン

社会的影響への対策費

観光に関する再投資

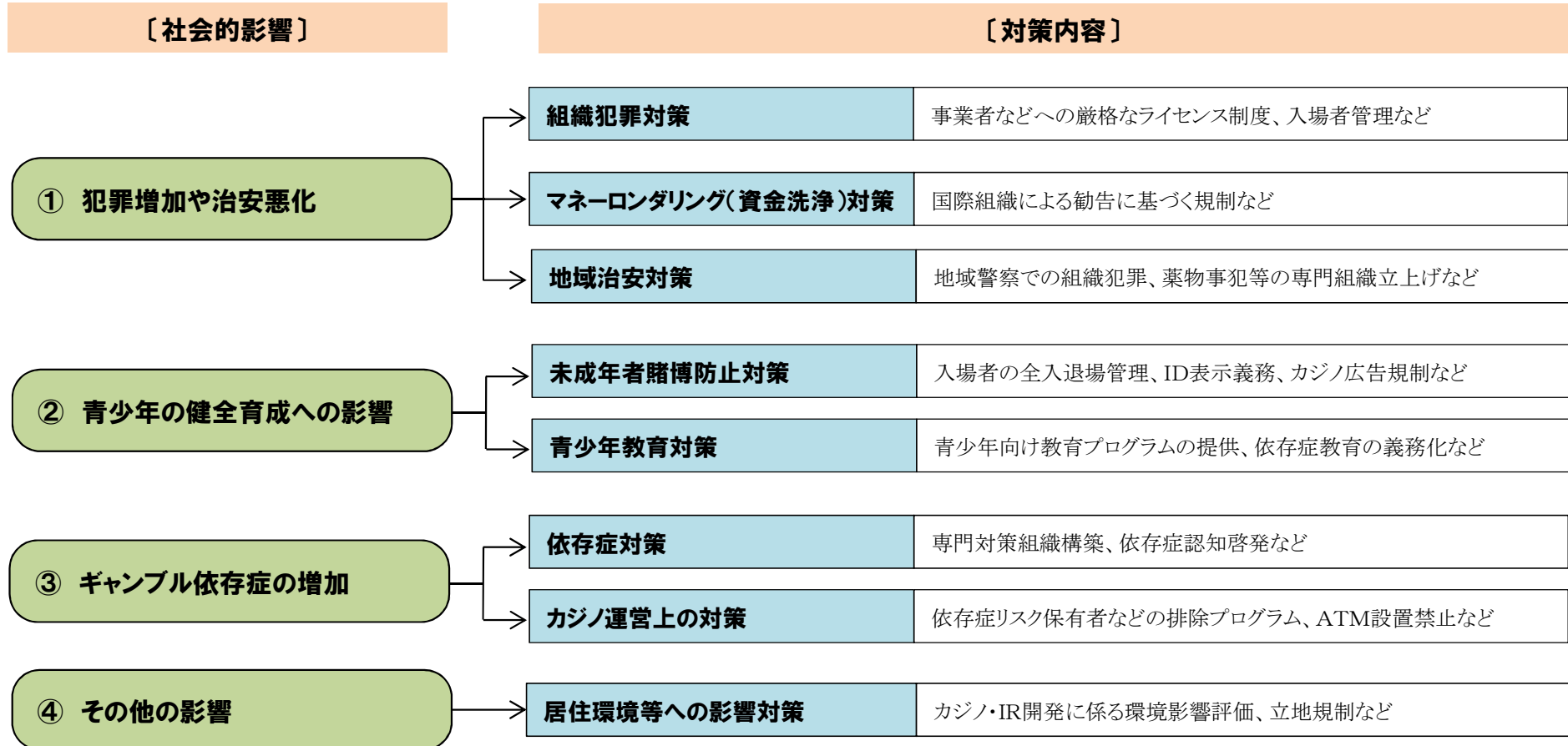
地域課題に対する手当て

一般財源化

2-1 カジノ設置に伴う社会的影響（懸念事項）

- I Rがカジノを含む施設であることから、社会的影響に対する懸念が指摘されている。
- 社会的影響（懸念事項）は、下記の4分野に大別され、海外の I R導入国・地域では多様な対策がとられている。

■ カジノ導入に伴う社会的影響分野と対策分野



2-2 カジノ設置に伴う社会的影響への対策事例

2-2-① 犯罪や治安に関する対策事例

□カジノ導入に係る犯罪増加や治安悪化への対策は、主に＜組織犯罪対策＞＜マネーロンダリング（資金洗浄）対策＞＜地域治安対策＞の分野で、下表のような取組みが行われている。

■ 犯罪増加や治安悪化への対策事例

対策分野	事 例	採用国・地域
組織犯罪対策	カジノを統制する公的機関の設置、および広範かつ厳格な背面調査をベースとしたライセンス制度の採用	米国ネバダ州・シンガポールなど
	入場者に対する全入退場管理	韓国・シンガポールなど
	道徳犯、およびギャンブル関連犯の排除者リストの作成	米国各州など
マネーロンダリング対策	FATF勧告に基づくマネーロンダリング規制	米国各州、韓国など
	カジノへの顧客送客業者（ジャンケット事業者）に対する顧客への与信行為の禁止、VIP顧客を送客する際の当局への事前告知義務	シンガポール
地域治安対策	観光に関連する包括的な危機管理組織の設置	マカオ
	地域警察での組織犯罪、および薬物事犯等の専門組織の設置および連携	米国ネバダ州、イギリスなど

マネーロンダリング money laundering

「資金洗浄」と訳され、銃器や麻薬の取引など違法な行為により獲得した犯罪収益の出所を隠し、一般市場においても利用可能な状態にする行為である。組織犯罪やテロリストなどによって行われることの多い行為であるが、同時に個人レベルにおいても政治汚職や企業内横領で獲得した資金に対して行われることもある。

FATF

Financial Action Task Force on Money Laundering（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）の略称。世界の先進諸国のマネーロンダリング対策に対して提言を行っている国際組織で、わが国も参加している。

2-2-② 青少年の健全育成に関する対策事例

□青少年の健全育成への影響に関する対策は、主にく未成年者の賭博参加防止対策＜青少年への教育対策＞に大別され、下表のような取組みが行われている。

■ 青少年の健全育成への影響対策事例

対策分野	事 例	採用国・地域
未成年賭博対策	入場客の全入退場管理、ID提示義務	韓国、シンガポールなど
	青少年賭博に関連する罰則規定(事業者、未成年者本人、従業員、保護者、幫助者等)	シンガポール、豪州クイーンズランド州など
	カジノ施設とその他施設の構造上の分離	韓国、シンガポールなど
	青少年賭博を促進するような広告行為の禁止	フィリピンなど
	学校施設近隣での広告行為の禁止	フィリピンなど
	青少年に対する賞金の払い出しの無効化	豪州クイーンズランド州など
	事業者従業員等による監視	マカオ、米国ネバダ州など
	事業者に対する覆面調査	イギリスなど
	事業者従業員の教育	イギリスなど
青少年教育対策	依存症対策機関等による青少年向け教育プログラムの提供	米国ネバダ州、イギリスなど
	大学、その他教育機関による依存症問題の啓発	マカオなど
	スクールカウンセラー等による青少年に対するカウンセリング	シンガポールなど
	義務教育における依存症教育の義務化	シンガポールなど
	マネーマネジメント教育の実施	シンガポールなど
	確率統計を用いたギャンブルの理解	豪州クイーンズランド州など

2-2-③ ギャンブル依存症に関する対策事例

□カジノによるギャンブル依存症に関する対策は、予防教育・早期発見・医療体制の充実などの〈依存症対策〉、入場制限や利用上の制約などの〈カジノ運営上の対策〉に大別され、下表のような取組みが行われている。

■ ギャンブル依存症対策事例

対策分野	事 例	採用国・地域
依存症対策	ギャンブル依存症への専門対策組織の設置	韓国、マカオ、シンガポールなど
	ギャンブル依存症の専門家育成および認定制度	シンガポール、米国ミシシッピ州など
	依存者の救済ホットラインの開設	マカオ、シンガポール、米国ネバダ州など
	一定期間中の入場回数が多い人物に対する強制カウンセリング	韓国
	依存症に関連する認知普及キャンペーン	シンガポール、マレーシアなど
	従業員に対する依存症教育の実施義務	マカオ、フィリピンなど
	施設内での依存症関連の情報提供義務	豪州クイーンズランド州、イギリスなど
	カジノ従業員に対する教育の実施	マカオ、米国ネバダ州、イギリスなど
	ギャンブル依存症の判明テストの提供、および従業員による各種対応記録の保持義務	スイス
カジノ運営上の対策	排除プログラムの実施(本人、家族、事業者、行政等による登録)	韓国、マカオ、シンガポールなど
	一定期間中の入場回数の法的な上限規定	韓国
	訪問回数の制限プログラムの実施	シンガポール、スイスなど
	顧客の賭け金額上限の設定、電子プレイヤーズカードによる遊戯状況捕捉(試験運用中)	韓国
	使用金額の制限(ギャンブル損失の上限設定)プログラムの実施	シンガポールなど
	入場料の徴収	韓国、シンガポール、スイスなど
	入場の事前申し込み制	韓国、スイスなど
	閉館時間を法的に設定し、全プレイヤーを退館させる措置	韓国
	カジノ以外の賭博関連施設との排除プログラム連携	マカオ、フィリピンなど
	ATMのカジノ施設内設置の禁止	シンガポール、豪州クイーンズランド州など
	排除プログラムの近隣行政区とのデータ共有	米国ミシシッピ州
	各事業者に対する社会的影響に関する行動規範の提出、および開示義務	スイス、ドイツなど
	広告に関する各種規制(広告表現、広告媒体、広告の対象(自国民への広告の禁止など))	シンガポール、フィリピンなど

3 我が国で検討されているIR制度に係る基本的な考え方

3-1 IR導入検討の経緯

- 2013年12月に国際観光産業議員連盟（略称：IR議連）がとりまとめた「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（IR推進法案）が関係議員により国会に提出されたが、2014年11月の衆議院解散に伴い廃案となった。
- この間、政府が閣議決定した「日本再興戦略」（2014年6月）の中で、IRの整備が打ち出された。
- 2015年3月にはIR議連が「IR推進法案修正案」を取りまとめ、改めて法案を提出し、成立を目指す考えを打ち出した。

3-2 IR推進法案の主なポイント

- 検討されるIR法案では、観光及び地域経済の振興、財政の健全化を図るためにカジノを含む特定複合施設（IR）の整備・導入を行うこととしている。
- このほか、施設の設置運営者からカジノ納付金、入場者から入場料を徴収でき、修正案においては日本人のカジノ施設への入場に関する一定の制限を講じることも明記されている。

■ IR推進法案の主なポイント（2015年3月30日 IR議連総会で了承されたIR推進法修正案より）

項目	内容	
目的	● 観光及び地域経済の振興に寄与	● 財政の改善に資する
基本理念	● 地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い滞在型観光の実現	● 地域経済の振興に寄与 ● 健全なカジノ施設の収益が社会に還元
整備推進に関する基本方針	● 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等 ● 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興 ● 地方公共団体の構想の尊重	● カジノ施設関係者に対する規制 ● カジノ施設の設置及び運営に関する規制
設置区域・施設の定義	● 導入区域は地方公共団体の申請に基づき、主務大臣の認定を受けた区域とし、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他観光振興に寄与すると認められる施設で、民間事業者が設置運営するもの	
カジノ施設	● 設置されるカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置・運営される	
カジノ管理委員会	● 内閣府の外局に置かれるカジノ管理委員会は、カジノ施設の設置・運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行う	
納付金・入場料	● 国及び地方公共団体は、別に法律又は条例の定めるところにより、カジノ施設の設置・運営者から納付金、カジノ入場者から入場料を徴収することができる	

IR議連

正式名称は国際観光産業振興議員連盟。カジノ合法化を含むIR導入を推進するため、自由民主党、民主党、維新の党、公明党などの超党派国会議員による議員連盟。現在、参加議員は200人以上とも言われている。

4-1 北海道へのIR導入による社会的影響への対策

□ 本道にカジノを含むIRの導入による懸念される社会的影響への必要と考えられる対策について、各国・地域での施策を参考にして、下表のとおり整理した。

■ IR導入による社会的影響への対策 (1)

対策分野		対策の項目	必要と考えられる対策の内容
犯罪や治安に関する対策	① 組織犯罪対策	□ カジノ設置運営免許の付与	カジノ設置免許付与については、運営および設備供給事業者、運営事業者の経営者や株主等への厳しい背面調査によるライセンス制度と継続的な監視・監督など。
		□ 入場規制	客として入場する者への対策として道徳犯やギャンブル関連犯の排除者リスト作成など、不適格者に対する入場規制の仕組みを設けることなど。
		□ 不正行為防止	顧客や従業員への厳格な監視体制整備による不正の防止策。
	② マネーロンダリング対策	□ FATF勧告に基づくマネーロンダリング対策の実施	カジノ顧客との間で一定金額以上の金融取引を行う場合の身元情報取得義務付けなど各国がマネーロンダリング対策で取るべき処置をとりまとめたFATFの「40の勧告」に基づく対策。
		□ カジノへの顧客送客業者に対する顧客への与信行為の禁止	カジノでは送客仲介業者(ジャンケット事業者)による顧客へギャンブル資金の貸付や回収等を通じたマネーロンダリングが想定されるため、仲介業者への免許制度強化や顧客への与信行為禁止などの厳しい規制制度。
	③ 地域治安対策	□ 地域風俗環境対策の実施	カジノ周辺地域の環境悪化の防止や秩序維持に関して、地元警察との連携などカジノの管理組織等との連携による取組など。
青少年の健全育成に関するもの未成年賭博防止対策	① 未成年賭博防止対策	□ 入場規制	ID(身分証明書)確認など、全入退場管理制度の徹底による未成年の施設内への入場の防止。
		□ 罰則規定の整備	入場した未成年者本人のみならず、入場管理義務を怠った事業者・施設、保護者に対する罰則など、未成年賭博防止対策としての法的規制。
		□ 広告規制	未成年賭博対策としてのカジノに係る、テレビ新聞・ラジオなどのマス媒体、看板や印刷物での広告使用規制や、シンガポールのように自国民を対象とした宣伝行為の禁止など。
	② 青少年教育対策	□ 施設構造基準の設定	カジノ施設入場防止対策として、カジノと他の施設(ホテル、レストラン、商業施設等)を構造上分離させる基準の設定など。
		□ ギャンブルリスク教育の普及	青少年に対するギャンブルのリスクを早期に教育するため、教育機関と規制機関の十分な連携により、多様な教育機会を通じたギャンブル依存症等のリスク教育などについての指導など。
		□ カジノゲームの理論の普及	カジノは必ずカジノ側が有利であることの理解を深めるための教育プログラム(ギャンブルの確率的な理解、控除率や払戻率に関する理解、各ゲームへの技術介入性など)の導入など。